

学校その他の教育機関における著作物の複製・公衆送信利用（利用目的別・利用著作物別）にかかる許諾方式

利用目的	利用著作物		許諾方式	
<b>授業内利用</b> 「授業内利用」とは ①複製行為を行う者が「教育を担当する者あるいは授業を受ける者」であり、 ②利用目的が「その授業の過程における利用に供すること」のことをいう。	<b>必要限度</b> 「必要と認められる限度」の 範囲内/範囲外	<b>但し書き</b> 「著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合に 該当しない/該当する	利用方法	許諾方式
	範囲内	該当しない	⇒ 複製 遠隔地合同授業の 公衆送信	無許諾・無償
		該当する	⇒ 遠隔地合同授業以外の 公衆送信	無許諾・補償金 SARTRASに登録
	範囲外	該当する	⇒	複製 公衆送信 教育目的利用 ライセンス JCOPY, JRRC等 著作権等管理事業者との許 諾契約
		該当しない	⇒	
該当する	⇒	⇒		
<b>授業外利用</b> 授業内利用以外のものをいう。	⇒	⇒	⇒ 複製 公衆送信	一般利用ライセンス JCOPY, JRRC等 著作権等管理事業者との許 諾契約